

## 農協系統金融機関の平成21事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について

(単位:億円)

	21事業年度末	20事業年度末
貸 出 金 総 額	440,290	413,920
リ ス ク 管 理 債 権	12,650	12,320
農 林 中 央 金 庫	2,870	1,900
破 綻 先 債 権	60	130
延 滞 債 権	2,130	1,230
3ヵ月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	680	540
信用農業協同組合連合会	1,300	1,420
破 綻 先 債 権	140	170
延 滞 債 権	940	970
3ヵ月以上延滞債権	0	20
貸出条件緩和債権	210	260
農 業 協 同 組 合	8,480	9,000
破 綻 先 債 権	360	430
延 滞 債 権	7,360	7,670
3ヵ月以上延滞債権	200	250
貸出条件緩和債権	560	660
貸 倒 引 当 金	7,480	6,560
個 別 貸 倒 引 当 金	5,450	4,740

資料: 農林水産省調べ。

- (注)1 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
- 2 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金。
- 3 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く。)
- 4 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く。)
- 5 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。
- 6 21事業年度末は、農林中央金庫へ事業の一部を譲渡し、暫定的に設置されている信用農業協同組合連合会は除いている。
- 7 農業協同組合以外の金融機関は各年3月期。

(参考1)

## ○ 農協系統金融機関のリスク管理債権等の状況の比較(平成21事業年度末時点)

	機関数	貸出金 (A) (億円)	リスク管理債権					リスク管理 債権比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金		
			合計 (B) (億円)	破綻先 債権 (億円)	延滞債権 (億円)	3ヵ月以上 延滞債権 (億円)	貸出条件 緩和債権 (億円)		合計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)	
農協系統合計	776 (807)	440,290 (413,920)	12,650 (12,320)	570 (720)	10,420 (9,870)	210 (270)	1,450 (1,450)	2.9 (3.0)	7,480 (6,560)	5,450 (4,740)	
農林中金	1 (1)	130,380 (109,480)	2,870 (1,900)	60 (130)	2,130 (1,230)	0 (0)	680 (540)	2.2 (1.7)	2,960 (1,930)	2,140 (1,350)	
信連	35 (36)	71,230 (72,000)	1,300 (1,420)	140 (170)	940 (970)	0 (20)	210 (260)	1.8 (2.0)	1,010 (1,040)	660 (680)	
農協	740 (770)	238,680 (232,440)	8,480 (9,000)	360 (430)	7,360 (7,670)	200 (250)	560 (660)	3.6 (3.9)	3,510 (3,590)	2,650 (2,710)	
参 考	全国銀行	118 (120)	4,497,720 (4,670,330)	114,280 (116,100)	11,190 (15,700)	81,900 (79,060)	1,440 (1,700)	19,750 (19,640)	2.5 (2.5)	57,020 (58,650)	26,770 (27,090)
	信金・信組	433 (443)	801,770 (801,090)	48,490 (49,510)	4,780 (5,400)	39,450 (39,110)	360 (330)	3,900 (4,670)	6.0 (6.2)	14,690 (14,960)	11,200 (11,510)

資料：農協系統金融機関は農林水産省調べ、それ以外は金融庁調べ。

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。  
2. ( )下段は、20事業年度末時点の金額等。  
3. 21事業年度末は、農林中金へ事業の一部を譲渡し、暫定的に設置されている信連は除いている。  
4. 農協以外の金融機関は各年3月期。

(参考2)

## ○ 農協系統金融機関のリスク管理債権等の推移

(単位: 億円、%)

		10事業年度末	11事業年度末	12事業年度末	13事業年度末	14事業年度末	15事業年度末	16事業年度末	17事業年度末	18事業年度末	19事業年度末	20事業年度末	21事業年度末
農協系統	貸出金(A)	463,700	493,737	503,169	511,377	459,354	442,270	427,480	393,620	410,050	385,910	413,920	440,290
	リスク管理債権(B)	25,105	28,511	23,900	26,043	25,160	25,660	22,230	17,320	15,420	13,020	12,320	12,650
	破綻先債権	5,293	3,623	2,049	2,343	1,833	1,550	1,290	1,040	870	610	720	570
	延滞債権	9,255	10,987	11,766	13,395	15,140	15,660	14,260	12,620	11,590	10,490	9,870	10,420
	3ヵ月以上延滞債権	4,017	3,911	2,708	2,149	1,630	1,110	600	430	350	310	270	210
	貸出条件緩和債権	6,540	9,979	7,377	8,156	6,555	7,340	6,080	3,230	2,620	1,610	1,450	1,450
	リスク管理債権比率(B)／(A)	5.4%	5.8%	4.7%	5.1%	5.5%	5.8%	5.2%	4.4%	3.8%	3.4%	3.0%	2.9%
	貸倒引当金	12,331	13,190	10,728	11,674	11,081	11,150	9,790	8,180	7,380	6,550	6,560	7,480
	(776) うち個別貸倒引当金	8,400	8,749	7,289	8,168	8,126	7,920	6,880	5,720	5,240	4,760	4,740	5,450
	農林中金(1)	貸出金(A)	179,119	213,830	230,170	242,330	191,874	177,980	157,000	119,490	128,040	97,960	109,480
リスク管理債権(B)		9,013	12,030	7,360	7,940	6,555	6,330	4,740	2,920	2,780	1,860	1,900	2,870
破綻先債権		1,274	910	50	240	184	40	20	130	70	10	130	60
延滞債権		3,563	4,570	3,310	3,460	3,965	3,550	2,420	1,660	1,610	1,360	1,230	2,130
3ヵ月以上延滞債権		41	20	20	1	1	0	0	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権		4,135	6,530	3,980	4,240	2,405	2,730	2,300	1,130	1,100	490	540	680
リスク管理債権比率(B)／(A)		5.0%	5.6%	3.2%	3.3%	3.4%	3.6%	3.0%	2.4%	2.2%	1.9%	1.7%	2.2%
貸倒引当金		4,203	5,000	3,230	3,760	3,558	3,650	3,150	2,270	2,020	1,370	1,930	2,960
(35) うち個別貸倒引当金		3,076	3,030	1,580	1,960	2,245	2,000	1,650	1,050	1,060	860	1,350	2,140
信連(35)		貸出金(A)	65,991	59,630	53,720	53,540	54,159	57,870	58,590	62,220	64,740	65,430	72,000
	リスク管理債権(B)	5,276	5,310	4,180	4,650	4,205	3,940	2,950	1,970	1,620	1,460	1,420	1,300
	破綻先債権	2,367	1,190	470	800	356	290	230	80	120	110	170	140
	延滞債権	1,311	2,130	2,370	2,800	2,648	2,550	1,730	1,420	1,180	1,040	970	940
	3ヵ月以上延滞債権	346	270	50	40	7	20	10	0	0	0	20	0
	貸出条件緩和債権	1,252	1,710	1,290	1,010	1,193	1,080	970	460	320	310	260	210
	リスク管理債権比率(B)／(A)	8.0%	8.9%	7.8%	8.7%	7.8%	6.8%	5.0%	3.2%	2.5%	2.2%	2.0%	1.8%
	貸倒引当金	4,099	3,590	2,290	2,270	1,713	1,650	1,230	980	920	940	1,040	1,010
	(35) うち個別貸倒引当金	2,900	2,410	1,780	1,820	1,289	1,210	870	650	630	610	680	660
	農協(740)	貸出金(A)	218,590	220,277	219,279	215,507	213,321	206,410	211,880	211,920	217,270	222,530	232,440
リスク管理債権(B)		10,816	11,171	12,360	13,453	14,400	15,390	14,550	12,440	11,020	9,700	9,000	8,480
破綻先債権		1,652	1,523	1,529	1,303	1,293	1,210	1,040	830	680	490	430	360
延滞債権		4,381	4,287	6,086	7,135	8,527	9,560	10,110	9,540	8,800	8,100	7,670	7,360
3ヵ月以上延滞債権		3,630	3,621	2,638	2,108	1,622	1,090	590	430	350	310	250	200
貸出条件緩和債権		1,153	1,739	2,107	2,906	2,957	3,530	2,810	1,630	1,200	810	660	560
リスク管理債権比率(B)／(A)		4.9%	5.1%	5.6%	6.2%	6.8%	7.5%	6.9%	5.9%	5.1%	4.4%	3.9%	3.6%
貸倒引当金		4,029	4,600	5,208	5,644	5,810	5,850	5,410	4,940	4,440	4,250	3,590	3,510
(740) うち個別貸倒引当金		2,424	3,309	3,929	4,388	4,592	4,710	4,350	4,020	3,550	3,290	2,710	2,650

資料: 農林水産省調べ。

(注)1 15事業年度末以降の計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。

2 農林中金へ事業の一部を譲渡し、暫定的に設置されている信連は除いている。

3 農協以外の金融機関は各年3月期。

4 ( )内は、21事業年度末時点での対象機関数。

## 農協系統金融機関の金融再生法開示債権の状況について

(単位:億円、%)

		21事業年度末	20事業年度末
農協系統 (776)	総 与 信 額	446,460	420,700
	金融再生法開示債権	12,810	12,550
	破産更生等債権	4,350	4,810
	危険債権	6,820	6,030
	要管理債権	1,650	1,700
	正 常 債 権	433,650	408,150
	不 良 債 権 比 率	2.9	3.0
農林中金 (1)	総 与 信 額	134,170	113,720
	金融再生法開示債権	2,890	1,940
	破産更生等債権	70	160
	危険債権	2,140	1,240
	要管理債権	680	540
	正 常 債 権	131,290	111,780
	不 良 債 権 比 率	2.2	1.7
信連 (35)	総 与 信 額	72,460	73,300
	金融再生法開示債権	1,340	1,460
	破産更生等債権	360	410
	危険債権	770	770
	要管理債権	210	280
	正 常 債 権	71,130	71,840
	不 良 債 権 比 率	1.8	2.0
農協 (740)	総 与 信 額	239,830	233,680
	金融再生法開示債権	8,590	9,150
	破産更生等債権	3,930	4,240
	危険債権	3,910	4,020
	要管理債権	760	890
	正 常 債 権	231,240	224,530
	不 良 債 権 比 率	3.6	3.9

資料：農林水産省調べ。

- (注)1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 「要管理債権」とは、3月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権(上記1及び2に該当する債権を除く。)をいう。)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(上記1及び2に該当する債権並びに3月以上延滞債権を除く。)をいう。)
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に掲げる債権以外のものに区分される債権。
5. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。
6. 21事業年度末は、農林中金へ事業の一部を譲渡し、暫定的に設置されている信連は除いている。
7. 農協以外の金融機関は各年3月期。
8. ( )内は、21事業年度末時点での対象機関数。